

様

長

## 区分所有権等鑑定評価依頼書

下記により、鑑定評価を依頼します。

なお、この依頼内容に異存がない場合には、年 月 日（ ）までに承諾書を提出してください。

### 記

- 1 評価依頼地 別紙1「区分所有権等の表示」のとおり。
- 2 価格時点 年 月 日
- 3 評価依頼の目的  
埼玉県が施行する \_\_\_\_\_ 工事  
所要の用地を確保するため、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）の適用のある建物で移転が困難なものの敷地の取得に伴って必要となる当該建物及びその敷地に係る補償額の算定のため。
- 4 鑑定評価によって求めるべき価格  
鑑定評価によって求める価格は、次に掲げる条件を満たした価格とすること。
  - (1) 区分所有権等の正常価格であること。
  - (2) 区分所有建物が所在する画地の正常な取引価格については、当該区分所有建物があるものとしての当該画地の正常な取引価格によるものとする。
  - (3) 区分所有権等に所有権以外の権利が存するときは、当該権利が存しないものとしての価格であること。
  - (4) 事業の施行が予定されることにより、当該評価依頼地の価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がなかったものとしての価格であること。
  - (5) 評価依頼地の評価に当たっては、近隣地域若しくは類似地域内に存する地価公示法（昭和44年6月23日法律第49号）により公示された標準地の価格（以下「公示価格」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年12月20日政令第387号）による基準地の標準価格（以下「基準地価格」という。）を規準とし、評価格の検証を行うこと。また、規準する公示価格及び基準地価格が存しない地域の土地の評価に当た

っては、固定資産評価額、相続税財産評価基準による評価額との開差をみるなど、できるかぎり検証を行うこと。

- (6) 埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成16年県土整備部長制定）、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領（平成16年県土整備部長制定）別記3「区分所有建物敷地取得実施要領」に基づいて求めた価格であること。

## 5 その他の依頼条件

- (1) 貴方は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年7月16日法律第152号）その他の関係法令及び不動産鑑定評価基準に基づき書類を作成するものとする。また、当方が必要と認めて提出を求めた書類は鑑定評価書に添付するなどの方法により提出するものとする。
- (2) 鑑定評価額の決定理由については、当該評価額が決定されるに至った経過及び理由が当方に納得できるように記載し、必要に応じて採用した資料、鑑定評価の手順等に関する事項を明らかにすること。さらに、評価依頼地が地価公示法第2条第1項の公示区域内の土地である場合においては、当該評価依頼地の評価額を求めるに際して公示価格を規準とした手順等を明らかにすること。

## 6 鑑定評価書の提出期限等

- (1) 鑑定評価書の提出期限は、 年 月 日（ ）とする。
- (2) 貴方の責に帰する事由により、履行期限までに依頼した業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、当方は、違約金を付して履行期限を延長する。
- (3) 前項の違約金は、鑑定報酬の額に対して、延長日数に応じて年利率3.0パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りではない。

## 7 鑑定評価書の提出方法

鑑定評価書の提出方法は、次の各号のいずれかによるものとし、双方協議して定めるものとする。

- 一 書面による場合、正本\_\_\_\_部、副本\_\_\_\_部とする。
- 二 電磁的記録による場合、電磁的記録による鑑定評価書を記録した電磁的記録媒体\_\_\_\_部とする。

## 8 現地確認のための立会日時及び集合場所

双方協議して定めるものとする。

## 9 鑑定報酬の額及び支払条件等

- (1) 鑑定報酬の額は、埼玉県が別に定める鑑定報酬単価により算定した額とする。なお、鑑定評価の結果に基づき算定した鑑定報酬額が200万円以上となる場合は、貴方は速やかにその旨を書面により当方に届け出るものとする。この場合、当方と貴方

とは協力してこの依頼書と同様の内容の区分所有権等鑑定評価依頼契約を締結するものとする。

- (2) 当方は、貴方から鑑定評価書の提出を受けた後、この依頼書により求める履行の確認を終えた後、貴方が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (3) 当方の責に帰する事由により、前項による鑑定報酬の支払いが遅れたときは、貴方は、当方に対して年利率3.0パーセントの割合で遅延利息の支払請求することができる。

#### 1 0 再鑑定評価又は補完等

- (1) 当方は、貴方がこの依頼書による鑑定評価条件等に適合した鑑定評価を行なわなかった場合には、再鑑定評価を求め、又は鑑定評価額の決定理由の不備の補完若しくは採用した評価に関する資料、鑑定評価の手順等に関する事項の追加を求めることができる。
- (2) (1)の再鑑定評価又は不備の補完等のために要する費用は、貴方の負担とする。

#### 1 1 不動産鑑定士等の除斥

貴方は評価依頼地の鑑定評価に当たって、次に掲げる者の一に該当する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に当該評価依頼地の鑑定評価を行なわせてはならない。

- (1) 評価依頼地の所有者又は評価依頼地に関して所有権以外の権利を有する者
- (2) (1)に掲げる者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、同居の親族、代理人又は保佐人である者
- (3) (1)、(2)に掲げる者のほか鑑定評価の公正を妨げる事情があると認める者

#### 1 2 依頼の取消し

当方は、貴方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに、この依頼を取り消すことができる。この場合において、貴方に損害を生ずることがあっても、当方はその責めを負わないものとする。

- (1) この依頼書の内容に違反したとき。
- (2) 貴方の責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (3) 履行期限までに履行が完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 貴方が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（貴方が個人である場合には貴方自身その他経営に実質的に関与している者を、貴方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる

とき。

- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 貴方が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、当方が貴方に対して当該再委託契約等の解除を求め、貴方がこれに従わなかったとき。

### 1 3 権利義務の譲渡等の禁止

貴方は、本件業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ当方の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### 1 4 従事者の監督

- (1) 貴方は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別紙2）の提出を受けなければならない。
- (2) 貴方は、(1)の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、当方に対し、その写しを提出しなければならない。
- (3) 貴方は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、後記1 5(1)により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### 1 5 損害のために生じた経費の負担

本件依頼の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、貴方が負担するものとする。ただし、その損害が当方の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、当方が負担するものとする。

### 1 6 安全管理措置

- (1) 貴方は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (2) 貴方は、(1)の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、当方に対し、その内容を報告しなければならない。
- (3) 当方は、個人情報の安全管理が図られるよう、貴方に対して必要かつ適切な監督を行う。

#### 1 7 利用及び提供の制限

貴方は、当方の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

#### 1 8 個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

貴方は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、当方と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

#### 1 9 複製等の禁止

貴方は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ当方の承認を受けたときは、この限りでない。

#### 2 0 資料等の返還

- (1) 貴方は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに当方に返還しなければならない。ただし、当方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- (2) (1)に定める場合のほか、貴方は、当方の承諾を受けたときは、当方立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。
- (3) (1)、(2)の規定は、貴方が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

#### 2 1 再委託の禁止

- (1) 貴方は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 貴方は、(1)ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

ア 法第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明をすること

イ 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること

ウ 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要か

つ適切な監督をすること

- (3) 貴方が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、貴方自らの行為とみなし、これに対しては、貴方が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

## 2.2 暴力団員等からの不当な要求の報告

- (1) 貴方は、貴方又は再委託契約等の相手方が、この依頼又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、当方への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。
- (2) 貴方は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

## 2.3 事業者調査への協力

当方が、この依頼に係る当方の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、当方は貴方に対し、貴方が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（当方に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

## 2.4 取扱状況の報告等

- (1) 貴方は、当方に対し、当方、貴方双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、当方が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当方は、貴方が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査をすることができる。
- (3) 当方は、貴方に対し、(1)、(2)の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

## 2.5 安全確保上の問題への対応

- (1) 貴方は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を当方に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。
- (2) 貴方は、(1)の事案が個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全確保に係る事態である場合には、直ちに当方に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する当方の指示に従わなければならない。
- (3) 貴方は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を当方と協力して講じなければならない。

## 2 6 添付書類

- (1) 位置図 縮尺 \_\_\_\_\_分の1
- (2) 公 図 縮尺 \_\_\_\_\_分の1
- (3) 丈量図 縮尺 \_\_\_\_\_分の1
- (4) 区分所有建物管理規約・図面の写し
- (5) 登記記録

(別紙1)

## 区分所有権等の表示

整理番号	所有者	住所	
		氏名	
1棟の建物の表示	所在		
	建物の番号		
	構造		
敷地権の目的たる土地の表示	土地の符号		
	所在及び地番		
	地目		
	地積	平方メートル	
専有部分の建物の表示	家屋番号		
	建物の番号		
	種類		
	構造		
	床面積	階部分	平方メートル
敷地権の表示	土地の符号		
	敷地権の種類		
	敷地権の割合	分の	
その他の物件			

(別紙2)

## 誓 約 書

私は、本件依頼業務（業務名〇〇〇）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

### 記

説明した者 〇〇〇（貴方の名称）

〇〇〇（本件業務に関する総括責任者の役職名） 〇〇〇〇（氏名）

年 月 日

氏 名

(注) この場合における「従事者」とは、貴方の組織内において、貴方の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、貴方と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。